

集落営農の政策課題と設立の要因 -滋賀県を対象として-

食料・環境政策学分野
梶 琢哉

発表内容

- 1 背景と課題
- 2 集落営農政策の現状
- 3 滋賀県集落営農の実態
- 4 設立要因の分析
- 5 結論
- 6 引用文献

1 背景と課題

背景

高度経済成長期以降の農家の兼業化や高齢化

→ 自立的な経営が困難、組織化による集団対応

農政は20世紀末から集落営農に経営体としての発展を求める

→ 田代(2006)、桂(2005)

集落営農に経営体としての発展を求める政策は、担い手が不足する
からこそ集落営農を必要とする現場の事情と乖離

課題

集落営農の任意組織と担い手組織、それぞれの設立要因を明らかにし、
農政が目指す経営体化(法人化)の意義を問う

2 集落営農政策の現状

集落営農の定義とメリット

定義

「集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の元に実施される営農」(農林水産省「集落営農実態調査の概要」より引用)

メリット

- ・農業生産の効率化・低コスト化
- ・農地の利用・保全
- ・高齢者の活躍の場の創造
- ・地域資源、景観の維持
- ・構成農家の資源の活用による販売方式の多様化

表1 集落営農に関する政策の流れ

1978 水田利用再編対策

1989 農用地利用増進法の改正

1992 新しい食料・農業・農村政策の方向

(主たる従事者が他産業並みの所得を確保することが目指される)

1993 農業経営基盤強化促進法、特定農業法人制度

1999 食料・農業・農村基本法

2000 水田農業経営確立対策

2002 米政策改革大綱

2003 農業経営基盤強化促進法の改正、特定農業団体制度

2005 食料・農業・農村基本計画

2007 品目横断的経営安定対策

(経営体としての一定の条件を満たしたもののみ政策対象に)

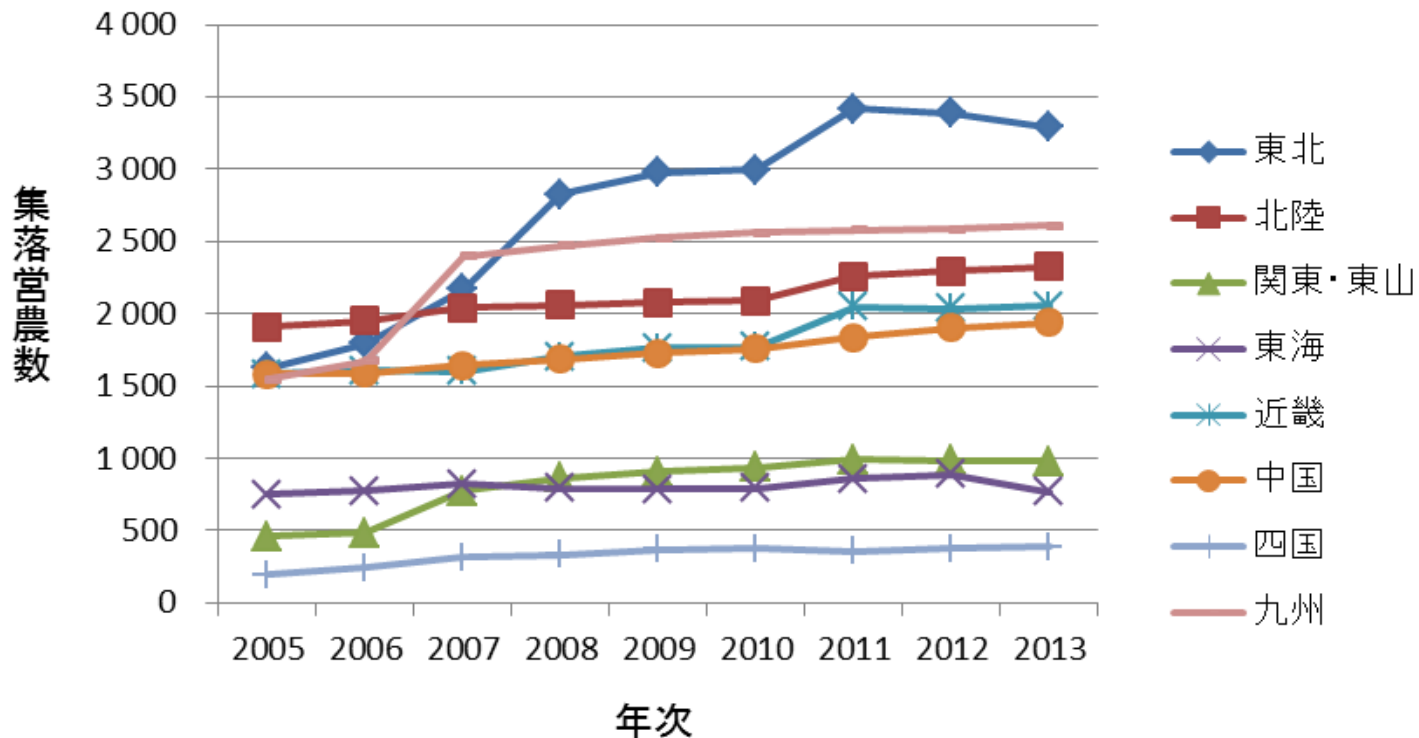


図1 地域別集落営農数の推移

資料 農林水産省「集落営農実態調査」より作成

東北・九州(個別農家の発展している地域)→2007年の経営安定対策前後に急増
 近畿・北陸・東海・中国・四国(担い手枯渇地域)→目立った増加なし

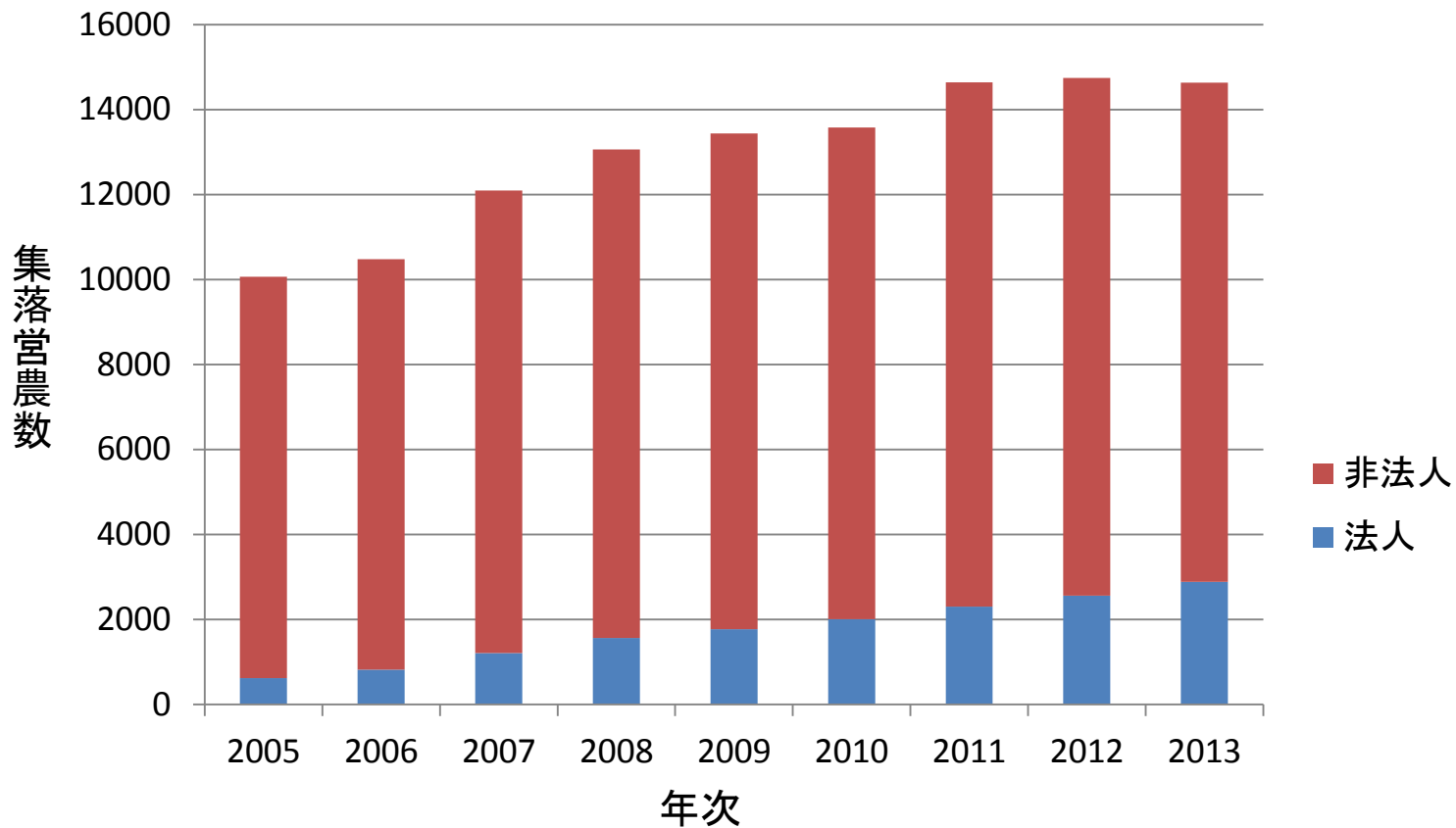


図2 法人・非法人別集落営農数の推移(全国)

資料 農林水産省「集落営農実態調査」より作成

法人化政策に対する異論

田代(2006)

集落営農は、定住条件が崩壊の危機に瀕した地域でともかく農業を守る起死回生の試みであり、農業経営であるかどうかは二の次

桂(2005)

集落営農は特定の従事者に収益と作業を集中させるのではなく、多人数にリスクを分散させ、農地の維持を実現するもの



担い手の枯渇する地域において、主たる従事者が他産業並みの所得(300~500万円)を実現することは難しい

3 滋賀県集落営農の実態

滋賀県農業の特徴

- ・経営耕地面積の96%が水田(土地利用型農業)
- ・第2種兼業農家が82% 担い手枯渇地域
 - ➡ 集落営農によって農地を維持(県内861)
- ・県内集落営農の大半が1集落からなる組織
 - ➡ 各集落ごとのデータを用いた分析が可能

集落営農の区分

- ・任意組織・・・集落営農を行っているものの、経営安定対策において担い手に認められていない組織。
- ・担い手組織・・・経営体化を目指し、担い手として認められている組織。特定農業法人、特定農業団体、それと同様の要件を満たす組織がこれに含まれる。

特定農業法人の要件

- 1 担い手不足が見込まれる地域
- 2 地域の農用地面積の過半を集積
- 3 農用地利用改善団体の構成員から農用地を引き受けるよう依頼があったときは、それに応じる義務を負う

特定農業団体の要件

- 1 農用地の利用集積目標の設定
- 2 規約の作成
- 3 経理の一元化
- 4 法人化計画の作成
- 5 主たる従事者の候補の存在

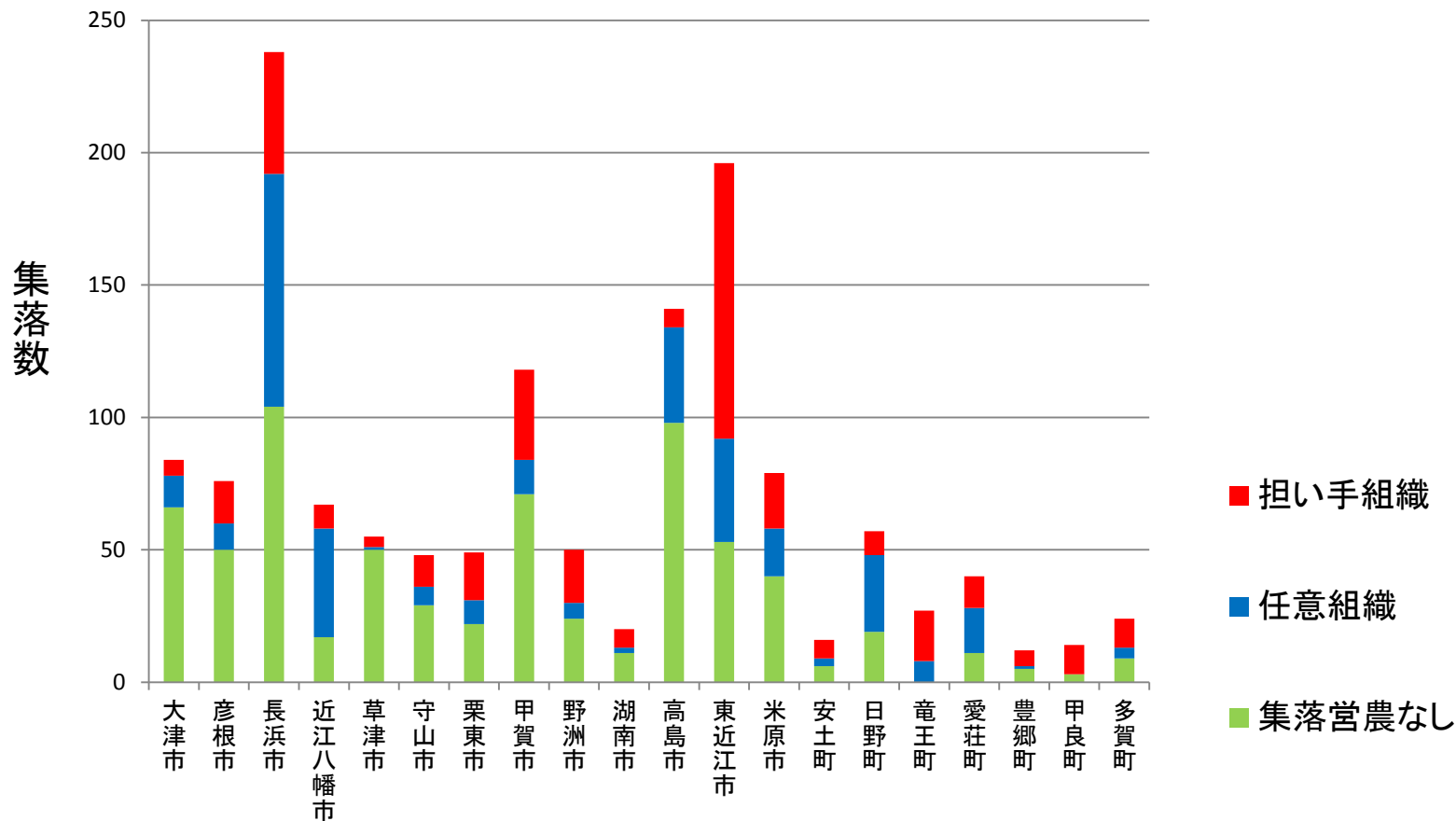


図4 集落営農の形態別集落数(市町村別)

資料 滋賀県提供集落営農一覧より筆者作成

注 特定農業法人、特定農業団体、それと同様の要件を満たす組織をまとめて「担い手組織」と定義

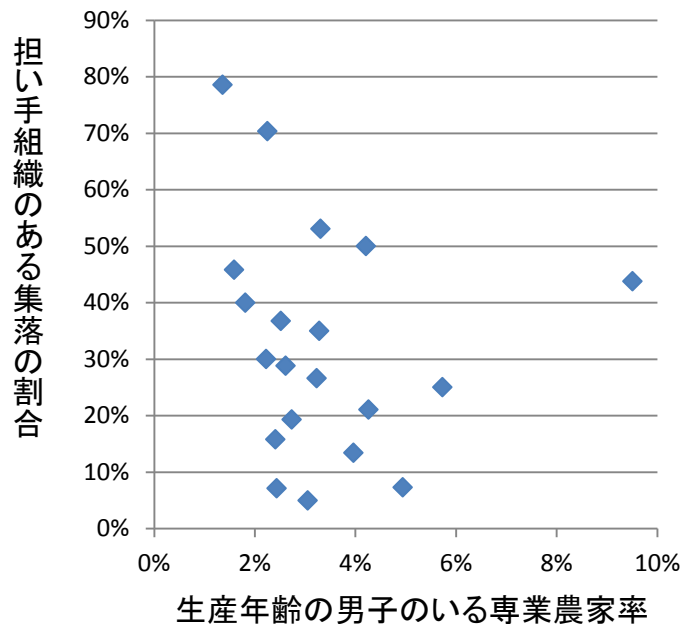


図5 生産年齢の男子のいる専業農家の割合と担い手組織のある集落の割合の関係

資料 滋賀県提供集落営農一覧と集落カードより作成

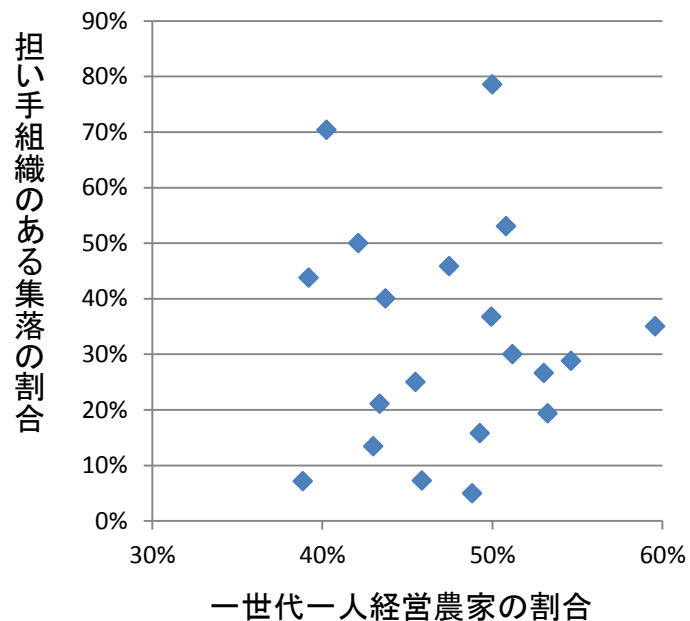


図6 一世代一人経営農家の割合と担い手組織のある集落の割合の関係

資料 図5に同じ

市町村別では必ずしも因果関係があるとは言えない
集落別に分析するとどうなるか

表2 集落営農法人の事例紹介

名称	すごいええのう鮎河	ファームにしおいそ	さんふぁーむ法養寺
所在	甲賀市鮎河村	近江八幡市西老蘇集落	甲良町法養寺集落
構成農家数	108戸	82戸	22戸
作業受託面積	13.0ha	47.9ha	24.6ha
法人化の理由	組合員の意識向上	組織の継続性確保	全面委託希望農家の農地の受け手となるため

資料 筆者の聞き取り調査により作成

共通点

- ・政策の定める担い手
- ・集落内に他の農家の作業を受託できるような個別農家はほとんどない
- ・最大の目的は農地の維持
- ・特定の従事者に収益とリスクを集中して他産業並みの所得を確保することは想定されていない



農政は集落営農が設立される事情を考慮しきれていないと考えられる
そこで、集落営農の設立要因を明らかにする必要がある

4 設立要因の分析

先行研究

桂(2005)

西日本の兼業深化地帯では規模拡大を望む個別農家が希薄であるが故に、集落営農への取り組みが行われるようになった

橋詰(2008)

生産条件が不利な地域では、農地保全を主目的に集落営農を組織している

田代(2012)

担い手の枯渇する西日本で集落営農が設立されるようになったのは、自立経営が難しくなったから

仮説の提示

- 1 生産年齢の男子のいる専業農家率低い
→任意組織、担い手組織とも設立されやすい
- 2 集落内の田が傾斜地
→任意組織のみ設立されやすい
- 3 DID(人口集中地区)まで30分以上かかる
→任意組織、担い手組織とも設立されやすい
- 4 一人経営農家の割合が高い
→任意組織、担い手組織とも設立されやすい
- 5 農家率高い
→任意組織、担い手組織とも設立されやすい

分析の方法

手法	多項ロジット回帰分析
データ	滋賀県農政水産部農業経営課提供の集落営農一覧と2010世界農林業センサス集落カードをもとに自ら作成
サンプル	滋賀県内1411集落(非公開の集落を除く全集落)
被説明変数	集落営農なしの集落を0、任意組織ありの集落を1、担い手組織ありの集落を2とする
説明変数	<ol style="list-style-type: none">1 生産年齢人口のいる専業農家の割合 生産年齢人口のいる専業農家数を総農家数で除した数値2 田が傾斜地であるかどうかのダミー変数3 DIDまで30分以上かかるかどうかのダミー変数4 一世代一人家族経営農家の割合 一世代一人家族経営農家数を総農家数で除した数値5 農家率 総農家数を総戸数で除した数値

表3 記述統計量

変数	サンプル数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
男子生産年齢のいる 専業農家の割合	1411	0.03	0.06	0	0.67
田・傾斜地	1411	0.30	0.46	0	1
DIDまで30分以上	1411	0.15	0.36	0	1
一世代一人家族経営 の割合	1411	0.47	0.21	0	1
農家率	1356	0.20	0.16	0.001	0.91

資料 集落カードより作成

表4 多項ロジット分析の結果

	任意組織への影響	オッズ比	担い手組織への影響	オッズ比
生産年齢の男子のいる 専業農家の割合	-2.47* (-1.90)	0.08	-2.28* (-1.90)	0.10
田・傾斜地	0.37** (2.49)	1.45	-0.28* (-1.77)	0.76
DIDまで30分以上	-0.57*** (-3.10)	0.56	-1.58*** (-6.45)	0.21
一世代一人家族経営 の割合	0.91*** (2.68)	2.48	0.60* (1.87)	1.83
農家率	3.02*** (6.74)	20.45	2.49*** (5.64)	12.09
決定係数R2	0.05		0.05	

注 括弧内はt値を表し、*、**、***はそれぞれ10%、5%、1%水準で有意であることを意味する。

- ・ 生産年齢男子のいる専業農家の割合が低い集落、一世代一人家族経営農家の割合と農家率が高い集落→任意組織・担い手組織とも設立されやすい
- ・ 田が傾斜地の集落→任意組織が設立されやすく、担い手組織は設立されにくい
- ・ DIDまで30分以上の集落→任意組織・担い手組織とも設立されにくい

結果の考察

- ・生産年齢男子のいる専業農家の割合が低い集落
→任意組織・担い手組織とも設立されやすい

桂(2005)、吉岡(2002)

集落営農と大規模個別農家の1集落内での棲み分けや協力関係

しかし、分析の結果によると多数の大規模個別農家と集落営農が一集落内で共存しているケースは少ないことが分かる

- ・田が傾斜地→任意組織は設立されやすく、担い手組織は設立されにくい
耕作条件の不利な地域では集落営農の需要はあるものの、経営体化は難しい
- ・DIDから30分以上かかる→任意組織、担い手組織とも設立されにくい
そもそも農家数が少ないことが理由となっている可能性

5 結論

滋賀県における集落営農の設立要因

- ・生産年齢の男子のいる専業農家が少ない
- ・一世代一人経営農家が多い
- ・DIDからの距離が近い
- ・農家率が高い



任意組織、
担い手組織

田が傾斜地



任意組織

田が平坦地



担い手組織

担い手組織でさえ、作業を集中できる個別担い手がないからこそ
設立されるもの

→他産業並みの所得の確保は難しい

→農政は集落営農に経営体化(法人化)だけを求めるのではなく、
農地の維持や農村振興といった役割を促進する政策も必要

6 文献

- 安藤光義(2003) 『構造政策の理念と現実』農林統計協会。
- 安藤光義(2008) 「水田農業構造再編と集落営農—地域的多様性に注目して—」『農業経済研究』第80巻第2号、pp.67-77。
- 小野智明(2011) 「集落営農の発展と法人化について」農林水産政策研究所 経営安定プロジェクト研究資料第3号第1章、pp.1-14、<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/keiei3-1.pdf>、2013/11/9。
- 桂明宏(2005) 「農業構造改革と集落営農の展望」『農林業問題研究』第157号、p.381-392。
- 桂明宏(2006) 「集落営農と経営政策」『農業経営研究』第43巻第4号、p.26-34。
- 田代洋一(2006) 『集落営農と農業生産法人』筑波書房。
- 田代洋一(2012) 『農業・食料問題入門』大月書店。
- 長澤奨(2012) 「集落営農組織をめぐる施策動向について」『経済科学論究』第9号、pp.35-45。
- 農林水産省 集落営農実態調査、<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/index.html>、2013/12/26。
- 橋詰登(2008) 「条件不利地域における集落営農組織の特徴と役割」農林水産政策研究所 経営安定プロジェクト研究資料第4号第4章、pp.16-22、<http://www.maff.go.jp/primaff/kw/pdf/keiei4-4.pdf#search='%E4%B8%AD%E5%B1%B1%E9%96%93+%E9%9B%86%E8%90%BD%E5%96%B6%E8%BE%B2'>、2013/1/20。
- 吉岡徹(2002) 『集落営農組織の成立と展開』農政調査委員会。